

第5回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会

(検討概要)

1. 日時 令和元年7月2日(火) 9:57~12:05
2. 場所 内閣府 合同庁舎第8号館6階632A会議室
3. 出席者 有川博委員(愛国学園大学)、尾道一哉委員(味の素株式会社)
檜谷隆夫委員(公認会計士・税理士)、小林直人委員(早稲田大学)
柳審議官、横井参事官(以上、内閣府)
吉開審議官、神谷管理官(以上、総務省)
狩野経理部長、橋本調達室長(以上、産業技術総合研究所)

4. 検討概要

ガバナンス強化等措置や特例随意契約(以下「特例随契」という。)の適用条件に係る規程や運用の状況等について、産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)から説明を受け、出席者の間で質疑応答を行った。質疑応答で出された以下の指摘も踏まえ、次回以降引き続き検討することとなった。

- 会計規程、契約事務取扱要領、マニュアルといった規程類がどのような階層構造になっていて、特例随契制度の規律がどこにどのように落とし込まれているかについて、法人から明確な説明を受けた上で、規程のあるべき形を整理すべき。
- 産総研におけるガバナンス強化等措置や適用条件の規程振りが、今後、他法人に踏襲されていくと考えられるので、他法人のモデルケースになる規程体系を構築してほしい。
- 契約事務取扱要領では、公開見積競争に「より難しい場合」に見積り合わせを行うこととされているが、この要領の規定と実際の運用との間で不整合が生じているのではないか。
- 特例随契において、一者見積りが多いように見受けられる。契約監視委員会等において、一者見積りの原因分析や改善策の検討を行っているのか。
- ガバナンス強化等措置及び適用条件のいずれについても、モニタリング、チェックを行う部署や頻度、その結果のフィードバックの方法を検討すべき。モニタリングやチェックは、規程体系が明確でないと適切に行えないことにも留意が必要。

以上